教育公報

三重県教育委員会

目	次

規 則 三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則等の一部を改正する規則 … 教 育 総 務 室 1 頁 公 告 公立学校の名称変更届の受理 ……………………………………………… 学 校 施 設 室 1 頁

規 _____則___

平成二十年二月七日三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県教育委員会委員長 丹保 健 一

三重県教育委員会規則第一号

(三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則の一部改正)

次のように改正する。第一条 三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第二号)の一部を

第九条第二項中「第十五条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

(三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部改正)

のように改正する。第二条 三重県立高等学校学則の基準に関する規則(昭和三十三年三重県教育委員会規則第十七号)の一部を次

第十三条中「第六十三条」を「第九十五条」に改める。

第三十四条第一項中「第十三条」を「第二十六条」に改める。

(三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

改正する。第三条 三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように

第十一条第一項中「第五十七条の四第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第六十三条」を「第九十五条」に改める。

第三十六条第一項中「第六十四条の三第一項」を「第百三条第一項」に改める。

第三十七条中「第十二条の三」を「第二十四条」に改める。

第四十七条第一項中「第十三条」を「第二十六条」に改める。

第百三条第一項中「第十五条」を「第二十八条」に改める。

温波

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

公立学校の名称変更届を次のとおり受理しました。

平成20年2月7日

三重県教育委員会

名	称	変更しようとする日	変更の理由
変更前	松阪市立森小学校		波瀬小学校、森小学校、川俣小学校の学校
変更後	松阪市立香肌小学校		区再編のため。

 発
 行

 100
 津市広明町13番地

 三重県教育委員会

印刷 利有限会社第一プリント社